

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-14248

(P2019-14248A)

(43) 公開日 平成31年1月31日(2019.1.31)

(51) Int.Cl.

B42D 5/00 (2006.01)

F 1

B 4 2 D 5/00

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 11 O L (全 20 頁)

(21) 出願番号 特願2018-125724 (P2018-125724)
 (22) 出願日 平成30年7月2日 (2018.7.2)
 (31) 優先権主張番号 特願2017-132467 (P2017-132467)
 (32) 優先日 平成29年7月6日 (2017.7.6)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(71) 出願人 516051998
 矢部 幸夫
 東京都板橋区大原町13-12-720
 (74) 代理人 100080838
 弁理士 三浦 光康
 (74) 代理人 100194261
 弁理士 相原 崇行
 (72) 発明者 矢部 幸夫
 東京都板橋区大原町13-12-720

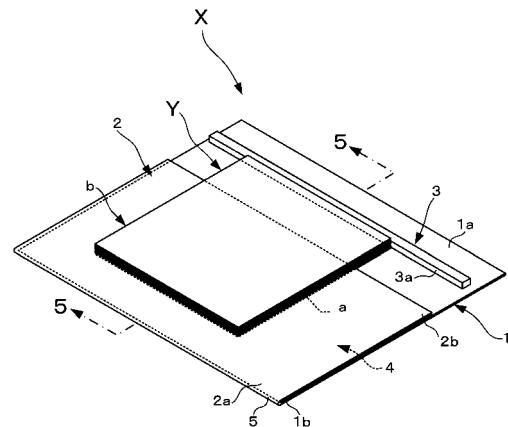
(54) 【発明の名称】 付箋用保持具

(57) 【要約】

【課題】用途に応じたサイズ及び種類の手持ちの付箋積層体を何度でも繰り返し補充可能で、使用上の利便性に優れていること。

【解決手段】ベース板1と、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体Y用の薄い板状の押え板2とから成り、付箋積層体Yの一番下位の付箋紙aを押え板の裏面とベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができる付箋用保持具。

【選択図】 図4



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ベース板（１）と、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体（Ｙ）用の薄い板状の押え板（２）とから成り、

前記付箋積層体（Ｙ）の一番下位の付箋紙（ａ）を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体（Ｙ）の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができる付箋用保持具。

【請求項 2】

請求項 1 の付箋用保持具に於いて、ベース板と押え板は一枚の板状部材よりなり、前記ベース板と押え板の接続部分は折り曲げ形成されていることを特徴とする付箋用保持具。

10

【請求項 3】

請求項 1 の付箋用保持具に於いて、ベース板と押え板はそれぞれ単体の部品であり、前記ベース板の下端部に前記押え板の基端部が一体的に固定されていることを特徴とする付箋用保持具。

【請求項 4】

ベース板（１）と、該ベース板にスライド可能に設けられた付箋積層体（Ｙ）用の薄い帯状押え板（２Ａ）とから成り、

前記付箋積層体のセット時、前記ベース板の表面と前記帯状押え板との間で形成された重合領域に、前記付箋積層体の少なくとも一番下側に位置する付箋紙（ａ）を差し込み、

前記一番下位の付箋紙を前記重合領域に挟持した状態で直接書き込みし、前記付箋積層体の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができる付箋用保持具。

20

【請求項 5】

ベース板（１Ｂ）と、該ベース板の表面に取り外し可能に設けられる付箋積層体（Ｙ）用の薄い板状の押え板（２Ｂ）とから成り、

前記付箋積層体の一番下位の付箋紙（ａ）を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体（Ｙ）の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができる付箋用保持具。

【請求項 6】

ベース板（１Ｃ）と、該ベース板の表面に一端から他端にかけて形成された表面向きの横方向嵌合凹所（７）と、この横方向嵌合凹所に取り外し可能に嵌合する付箋積層体（Ｙ）用の押え部材（２Ｃ）とから成り、

30

前記付箋積層体の一番下位の付箋紙（ａ）を、前記横方向嵌合凹所（７）と内面と前記押え部材（２Ｃ）の嵌合部位とで挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体（Ｙ）の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができる付箋用保持具。

【請求項 7】

請求項 1、請求項 4、請求項 5、請求項 6 のいずれかに記載の付箋用保持具に於いて、該ベース板の上端部あるいは上端部寄りの部位の上面に横棒状のストッパー（３）が設けられていることを特徴とする付箋用保持具。

【請求項 8】

請求項 1、請求項 4、請求項 5、請求項 7 のいずれかに記載の付箋用保持具に於いて、ベース板にバインダーノートに収納可能な穴を設けたことを特徴とする付箋用保持具。

40

【請求項 9】

ベース板（１Ｄ）と、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体（Ｙ）用の薄い板状の押え板（２Ｄ）と、前記ベース板の上端部に接続し、かつ、折り曲げ片部を介して折り返され、その先端部（１０ａ）側が前記ベース板の裏面に接触或いは接近するように延びるクリップ片（１０）から成る付箋用保持具であって、

前記付箋積層体の一番下位の付箋紙（ａ）を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体（Ｙ）の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができ、さらに、前記付箋用保持具を、扁平状支持体の端部に前記クリップ片（１０）を介して係止させることができる付箋用保持具。

50

【請求項 10】

左右の両端部にそれぞれ係止部(21)を有するベース板(1D)と、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体(Y)用の薄い板状の押え板(2D)とから成る付箋用保持具であって、

前記付箋積層体(Y)の一番下位の付箋紙(a)を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体(Y)の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができ、さらに、前記付箋積層体(Y)が付箋用保持具から外れないように前記係止部(21)に環状の弾性押え部材(22)を掛けて前記付箋積層体(Y)を前記ベース板(1D)に押え付けることができる付箋用保持具。

【請求項 11】

左右の両端部にそれぞれ係止部(21)を有するベース板(1E)と、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体(Y)用の薄い板状の押え板(2)とから成る付箋用保持具であって、

前記付箋積層体(Y)の一番下位の付箋紙(a)を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体(Y)の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができ、さらに、前記付箋用保持具が扁平状支持体から離れないように前記係止部(21)に環状の弾性押え部材(22)を掛け、かつ該付箋用保持具を前記扁平状支持体に装着させることができる付箋用保持具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は付箋用保持具に関する。

【背景技術】

【0002】

特許文献1の付箋紙保持体10は、ベース板15を折り曲げることにより、複数の機能(束になっている付箋積層体を載せる、傾斜壁に宣伝広告用の表示部を設ける)を持たせるものである(符号は特許文献1のもの)。しかし、この特許文献1の付箋紙保持体10は、例えば事務机の上面やテーブルの上面にしか置くことができない、立体的な構造体なので、携帯性に問題がある等の欠点がある。この点、特許文献2の付箋紙フレームも、2枚のパネルを山形状に接合し、一方のパネルの傾斜面に付箋積層体を載せるので、置く場所に制約を受けるとい同様の問題点がある。さらに、付箋積層体を固定するための接着層を設ける必要があるため、付箋紙を使い切った後は再利用が難しいという問題点がある。

【0003】

そこで、現在、特許文献の問題点に鑑み、付箋ディスプレイの機能を持たせると共に、さらに、携帯性、軽量性、付箋束のセット性、一番上側に位置する付箋紙の剥離の容易性、使用上の利便性、置き場所の任意性等を十分に発揮させることができる付箋用保持具の出現が要望されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開8-183574号公報

【特許文献2】実用新案登録第3118669号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明の主たる課題は、簡易な構成を採用することにより、異なるサイズ又はノ及び同一種類の手持ちの付箋積層体を何度でも繰り返し補充可能である(付箋ディスプレイの機能を有する)と共に、使用時、直接書き込みし、当該一番上側に位置する付箋紙を容易に剥がすことができる付箋用保持具を提案することである。

10

20

30

40

50

【0006】

次に、本発明の二次的課題として、付箋束のセットが容易であること、セットした付箋束が付箋用保持具の所定位置からスライドして薄い板状の押え板から外れないようにすること、付箋束の拘束性に優れていること、付箋用保持具自体を書籍やノート等の扁平状保持体に保持させること、任意の場所に置くことができること、軽量性や耐久性に優れていること等である。なお、付箋積層体が上方に位置変位してベース板から食み出るのを防止する移動防止性、任意の場所（例えばバインダーノートの中）に取り付ける利便性、付箋束を環状の弾性押え部材を用いて付箋用保持具自体に押え付ける付箋束の拘束性、付箋用保持具を書籍やノート等の扁平状保持体に保持させる付箋用保持具自体の保持性等の課題は、主たる課題（本発明の限定目的）ではなく、あくまでも、付随的なものである。

10

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、ベース板（1）と、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体（Y）用の薄い板状の押え板（2）とから成り、前記付箋積層体の一番下位の付箋紙（a）を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体（Y）の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができることを特徴とする（請求項1の発明）。

【0008】

また本発明は、ベース板（1）と、該ベース板にスライド可能に設けられた付箋積層体（Y）用の薄い帯状押え板（2A）とから成り、前記付箋積層体のセット時、前記ベース板の表面と前記帯状押え板との間で形成された重合領域に、前記付箋積層体の少なくとも一番下側に位置する付箋紙（a）を差し込み、前記一番下位の付箋紙を前記重合領域に挟持した状態で直接書き込みし、前記付箋積層体の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができることを特徴とする（請求項4の発明）。

20

【0009】

また本発明は、ベース板（1B）と、該ベース板の表面に取り外し可能に設けられる付箋積層体（Y）用の薄い板状の押え板（2B）とから成り、前記付箋積層体（Y）の一番下位の付箋紙（a）を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体（Y）の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができることを特徴とする（請求項5の発明）。

30

【0010】

また本発明は、ベース板（1C）と、該ベース板の表面に一端から他端にかけて形成された表面向きの横方向嵌合凹所（7）と、この横方向嵌合凹所に取り外し可能に嵌合する付箋積層体（Y）用の押え部材（2C）とから成り、前記付箋積層体の一番下位の付箋紙（a）を、前記横方向嵌合凹所（7）と内面と前記押え部材（2C）の嵌合部位の嵌合面とで挟持することができることに、該挟持状態で付箋積層体（Y）の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができることを特徴とする（請求項6の発明）。

【0011】

また本発明は、ベース板（1D）と、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体（Y）用の薄い板状の押え板（2D）と、前記ベース板の上端部に接続し、かつ、折り曲げ片部を介して折り返され、その先端部（10a）側が前記ベース板の裏面に接触或いは接近するように延びるクリップ片（10）から成る付箋用保持具であって、前記付箋積層体の一番下位の付箋紙（a）を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体（Y）の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができ、さらに、前記付箋用保持具を、扁平状支持体の端部に前記クリップ片（10）を介して係止させることができる付箋用保持具である（請求項9の発明）。

40

【0012】

また本発明は、左右の両端部にそれぞれ係止部（21）を有するベース板（1D）と、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体（Y）用の薄い板状の押

50

え板(2D)とから成る付箋用保持具であって、前記付箋積層体(Y)の一番下位の付箋紙(a)を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体(Y)の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができ、さらに、前記付箋積層体(Y)が付箋用保持具から外れないように前記係止部(21)に環状の弾性押え部材(22)を掛けて前記付箋積層体(Y)を前記ベース板(1D)に押え付けることができる付箋用保持具である(請求項10の発明)。

【0013】

さらに、本発明は、左右の両端部にそれぞれ係止部(21)を有するベース板(1E)と、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体(Y)用の薄い板状の押え板(2)とから成る付箋用保持具であって、前記付箋積層体(Y)の一番下位の付箋紙(a)を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体(Y)の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができ、さらに、前記付箋用保持具が扁平状支持体から離れないように前記係止部(21)に環状の弾性押え部材(22)を掛け、かつ該付箋用保持具を前記扁平状支持体に装着させることができる付箋用保持具である(請求項11の発明)。

10

【0014】

上記各独立請求項に記載の各発明は、発明の主たる課題が共通することから、発明の単一性の要件を満たすものである。

【発明の効果】

【0015】

(a)独立請求項(請求項1、請求項4、請求項5、請求項6、請求項9、請求項10、請求項11)に記載の各発明は、簡易な構成により、付箋ディスペンサーの機能を持たせると共に、使用時、直接書き込みし、当該一番上側に位置する付箋紙を容易に剥がすことができる。なお、使用時、付箋積層体が上方に位置変位してベース板から突出するのを防止すること、任意の場所(例えばバインダーノートの中)に取り付けること等の効果、また携帯性や軽量性、付箋束のセット性、使用上の利便性、置き場所の任意性、付箋積層体の拘束性、付箋用保持具の保持性等を十分に発揮させる効果、軽量性・耐久性・製作容易性の効果等は、本発明の付随的効果である。したがって、引用文献如何によっては、横棒状ストッパー、バインダーノートに収納可能な穴、ベース板の上端部にクリップを一体的に設ける、ベース板の左右両端部に環状の弾性押え部材用の係止部を形成する等の他の構成要素を、例えば請求項1に「特定要件」として適宜に加味することができる。またベース板の大きさ、形状、材質を適宜に設計変更することができる。

20

30

(b)請求項2に記載の発明は、ベース板と押え板は、一枚の板状部材よりなり、前記ベース板と押え板の接続部分は折り曲げ形成されているので、製作が容易である。

(c)請求項3に記載の発明も、溶着、接着等の固定手段で二つの単体部品を一体的にすることができるから、任意形状の付箋用保持具を製作することができる。

(d)一つの実施形態では、ベース板と付箋紙が押え板の特性により、密着性がより増すので、摩擦抵抗が強固となる。したがって、付箋積層体がベース板から容易に離れない。

(e)また他の実施形態では、例えばベース板に磁石を取付いたり、穴を開けて釘で留めたりできる。したがって、使用者は、自己の好きな場所(例えばラックの側壁、パネルの壁面など)に自在に装着することができると共に、付箋用保持具は所望するパネル壁や平面に固定されていることから、付箋積層体の一番外側の付箋紙を片手で極めて容易に剥離することができる。

40

(f)さらに、他の実施形態では、例えばベース板に直接バインダーノートに収納可能な穴を設けることで、付箋貼り付け対象であるノートと一緒に持ち歩くことができる。

(g)加えて、他の実施形態では、例えば付箋用保持具を、扁平状支持体の上端部にクリップ片を介して係止させることができる、付箋積層体が付箋用保持具から外れないように一对の係止部に環状の弾性押え部材を掛けて付箋積層体をベース板に押え付けることができる、付箋用保持具がノート、参考書等の扁平状支持体から離れないように一对の係止部に環状の弾性押え部材を掛け、かつ該付箋用保持具を扁平状支持体に装着させることがで

50

きる等の効果がある。

【図面の簡単な説明】

【0016】

図1乃至図5は本発明の第1実施形態を示す各説明図。図6乃至図10は本発明の第2実施形態を示す各説明図。図11乃至図14は本発明の第3実施形態を示す各説明図。図15乃至図18は本発明の第4実施形態を示す各説明図。図19は本発明の第5実施形態を示す説明図。図20乃至図23は本発明の第6実施形態を示す各説明図。図24及び図25は本発明の第7実施形態を示す各説明図。図26乃至図29は本発明の第8実施形態を示す各説明図。

【図1】本発明の第1実施形態の斜視図。

10

【図2】図1の2-2線断面図。

【図3】押え板の自由端部を指で手前側に起こし、一番下の付箋を差し込む説明図。

【図4】付箋をベース板の上面にセットした説明図。

【図5】図4の5-5線断面図。

【図6】本発明の第2実施形態の斜視図。

【図7】図6の7-7線断面図。

【図8】带状押え板の裏側に一番下の付箋を差し込む説明図。

【図9】付箋をベース板の上面にセットした説明図。

【図10】図9の10-10線断面図。

【図11】本発明の第3実施形態の斜視図。

20

【図12】各部材の位置関係を示す概略説明図。

【図13】使用状態の一例を示す斜視からの説明図。

【図14】図13の14-14線断面図。

【図15】本発明の第4実施形態の斜視図。

【図16】各部材の位置関係を示す概略説明図。

【図17】使用状態の一例を示す斜視からの説明図。

【図18】図13の14-14線断面図。

【図19】本発明の第5実施形態を示す説明図。

【図20】本発明の第6実施形態の斜視図。

【図21】図20の21-21線断面図。

30

【図22】付箋用保持具の使用の一例を示す概略説明図。

【図23】図22に於ける使用時の一例を示す説明図。

【図24】本発明の第7実施形態の斜視図。

【図25】使用時、左右の係止部に環状の弾性押え部材を掛け、付箋積層体(Y)を押え付けた状態の説明図。

【図26】本発明の第8実施形態の斜視図。

【図27】図26に於いて、左右一对の係止部に環状の弾性押え部材を引っ掛けた一例を示す説明図。

【図28】左右一对の係止部に環状の弾性押え部材を掛けかつ付箋用保持具を扁平状支持体の表紙或いは裏表紙に装着させることができる使用例を示す概略説明図。

40

【図29】左右一对の係止部に環状の弾性押え部材を掛けかつ付箋用保持具を扁平状支持体に挟み込んだ状態で装着させることができる他の使用例を示す概略説明図。

【発明を実施するための最良の形態】

【0017】

本発明の実施形態の付箋保持具Xは、例えば携帯性、軽量性、付箋束のセット性、使用上の利便性、置き場所の任意性、付箋束自体の保持具に対する拘束性、保持具自体の支持体に対する保持性等を考慮して、好ましくは合成樹脂材や適当な金属で一つの薄型板状体に形成されている。付箋保持具Xは、複数の付箋紙の一端部を、粘着層を介して閉じ、かつ、束状に積み重ねた付箋束(以下、ここでは「付箋積層体Y」という)を、簡単にセットすることができると共に、セット後は、ベース板1から自然落下しないように保持する

50

こともできる。本発明は、例えば「使用時、任意の場所（例えばバインダーノート）に取り付け、かつ直接書き込みし、当該一番上側に位置する付箋紙を容易に剥がすことができるように構成する」のが好ましい。

【0018】

まず、図1乃至図5は本発明の第1実施形態を示す各説明図である。図1に於いて、1は所定形状（一例として矩形状）の薄い板状に形成された合成樹脂製或いは金属製のベース板で、このベース板1は基板本体に相当する。3はベース板1の上面に設けられた単数又は複数の横棒状のストッパーで、このストッパー3は、ベース板1の上面に付箋積層体Yをセットしたとき、付箋積層体Yの閉じ側端部の端面を受け止め、付箋積層体Yが該ストッパー3を乗り越えて付箋保持具Xの重合領域4から抜けられないようにする役割を果たす。このストッパー3は、好ましくはベース板1の上端部にその上辺に沿って一連に一つ形成するのが好ましいが、もちろん、略中央部、左右両端部、略左右両端部寄りの部位にそれぞれ複数個形成しても良い。

10

【0019】

したがって、付箋積層体Yがベース板1の上面を上方方向にスライド（位置変位）しても、付箋積層体Yはベース板1の上端縁から食み出ることはない。

【0020】

2はベース板1の上面にその略全体が重なるように一端部が接続すると共に、自由端部が前記ストッパー3に所定間隔離れている弾性の薄い押え板である。この薄い押え板2は、ベース板1の形状と大きさ及びストッパー3の形状と位置を考慮してやや硬質の合成樹脂材或いは金属（アルミニウムやステンレス）で所定形状に成形されている。ベース板1の形状と大きさ及びストッパー3のそれは、ノートブック、参考書等の大きさを考慮して決めるのが好ましい。

20

【0021】

なお、本発明の各実施形態に於いて、前記ストッパー3は単数の横棒を用いているが、該ストッパー3は発明の本質的事項ではないものの、好ましくは付箋積層体Yが上方に位置変位した場合に所定位置で止めるために便宜上用いられている。

【0022】

そこで、さらに図2乃至図5を参照にして第1実施形態の付箋保持具Xの構成を詳しく説明すると、付箋保持具Xは、矩形状のベース板1と、この矩形状ベース板の上端部1aあるいは上端部寄りの部位の上面に、その直線状の上縁に沿って一体的に設けられた単数又は複数の凸（例えば突条）のストッパー3と、前記ベース板1の下端部1bにその基端部2aが一体的に接続すると共に、自由端部2bが前記ストッパー3の内面3aに対して所定間隔L離れ、かつ、材質自体の弾性力に抗して外方向に弾性変位可能な薄い板状の押え板2とから成る。

30

【0023】

そして、図3で示すように、付箋積層体Yのセット時、前記ベース板1の表面と前記押え板2の内面との間で形成された重合領域4に、前記押え板2の自由端部2bを引き起こした状態で前記付箋積層体Yの少なくとも一番下側に位置する付箋紙aの非粘着部分を差し込み、例えば図4で示すように事務机の上に付箋保持具Xに置き、又は図5で示すようにラックの垂直側壁、仕切りパネル等の垂直壁Wに接着剤、係止具、磁石等の図示しない設置手段を介して使用する時、前記一番下位の付箋紙aを前記重合領域4内にサンドイッチ状態に挟持した状態でその余の積層付箋紙bを前記押え板2の表面に載せることができる。

40

【0024】

図2は図1の2-2線断面図であるが、この図2で示すように、付箋保持具Xは、望ましくはベース板1と押え板2は、一枚の板状部材よりなり、前記ベース板1と押え板2の接続部分5は重なるように折り曲げ形成されている。もちろん、図2は一実施例であり、前記接続部分5に関しては任意に設計変更をすることができる。

【0025】

50

付言すると、任意形状のベース板 1 と押え板 2 をそれぞれデザイン性或いは意匠性を考慮してそれぞれ単体に製作し、これらを一体的に接続する。例えばベース板 1 と押え板 2 は、図示しない単数又は複数の細長棒体、細長板体、帯状片等の薄い介在部材を介して互いに接続する。その場合の接続手段は接着や溶着であり、例えば圧着により、ベース板 1 と押え板 2 を一体的に接続する。

【0026】

またベース板 1 と押え板 2 の各厚みや材質に関して、両方を略同じ肉厚に設定しても良いが、例えば押え板 2 の厚さに対してベース板 1 の方をやや厚くすることができる。実施形態では、ベース板 1 及び押え板 2 は同じ材質のやや硬質の合成樹脂材又は金属（アルミニウムやステンレス）を用いて一体成形しているので、両方 1, 2 は同じ厚みであると
10
共に、同じ硬さであり、かつ、好ましくは弾性変形可能である。また、ベース板 1 と押え板 2 の左右方向の寸法に関して、例えば押え板 2 の自由端部の左右端部に摘み部用の突片を設けても良い。またベース板の四隅（角部）は、直角、丸み等のいずれに形成しても良い。

【0027】

さらに、押え板 2 の材質について、実施形態では、図 3 で示すように付箋積層体 Y のセット性を考慮し、少なくとも薄い押え板 2 は平面体であり、例えば指で自由端部 2 b を手前側に引き起こすと、平面体の形状を確保しながら（硬質的機能）、接続部 5 を基点にして外方向にやや湾曲状に反り（弾性変形機能）、そして、指を自由端部 2 b から離すと、
20
瞬間的に図 1 及び図 2 で示すように元の状態に戻る（弾性復帰機能）材質を適宜に選択している。

【0028】

であるから、ベース板 1 の材質は別として、接続部 5 及び押え板 2 の材質に関しては、上記の機能を有しないシート状のゴムや紙、木材は適切ではない。

【0029】

ストッパー 3 の個数や形状に関して、製作の容易性を考慮すると、実施形態の如く、一本の細長い多角形の棒状体が望ましい。またその断面の厚さは、例えば図 5 で示すように、付箋積層体 Y の厚みを考慮して、それと略同じ、又は付箋積層体 Y の厚みよりもやや肉厚があるようにするのが好ましい。さらに、ストッパー 3 は容易に変形しない材質のものを適宜に採用している。
30

【0030】

次に、他の図面を参照にして、本発明の第 2 実施形態乃至第 8 実施形態を説明する。なお、これらの実施形態の説明に当って、第 1 実施形態と同一の部分には同一又は同様の符号を付して重複する説明を割愛する。

【0031】

図 6 乃至図 10 は、本発明の第 2 実施形態の付箋用保持具 X 1 を示す各説明図である。各図に於いて、1 はベース板、2 A は帯状押え板、3 はストッパーである。図 6 と図 1 とを比較すると、第 1 実施形態の押え板 2 は、ベース板 1 に対してその基端部（図面では下端部）2 a がベース板 1 の下端部 1 b に一体的に接続する固定板であるのに対して、この第 2 実施形態の帯状押え板 2 A は、ベース板 1 に対して上下方向に位置変位可能な可動板
40
である。

【0032】

実施形態では、帯状押え板 2 A は可撓性を有する材質でループ状に形成され、図 6 で示すようにベース板 1 の略中央部の表面及び裏面の両方に略密着状態に外嵌合し、略水平状態のストッパー 3 の内面 3 a に対してスライド可能に接近又は離れることが可能である。したがって、ストッパー 3 の内面 3 a とループ状の帯状押え板 2 A の上縁の間の間隔 L は任意に変更可能である。

【0033】

なお、帯状押え板 2 A は、必ずループ状にする必要はなく、例えば帯状板の左右両端部をそれぞれ内側にコ字形状或いは鉤形状に折り曲げ、該左右の対向両端部をベース板 1 の
50

左右端部と係合する摺接係合部にしても良い。また、ここで「帯状」とは、発明の課題を逸脱しない範囲のやや幅が狭い組紐状の形状も含まれる。さらに、ベース板 1 の左右方向の幅寸法に関して、下端部 1 b から上端部に至るにしたがってやや広くなる（逆台形状）ようにしても良い。

【0034】

したがって、この第 2 実施形態の付箋用保持具 X 1 は、ベース板 1 と、このベース板の上端部 1 a あるいは上端部寄りの部位の上面に一体的に設けられた単数又は複数のストッパー 3 と、前記ベース板の前記ストッパー以外の部位にスライド可能に設けられた帯状押え板 2 A とから成り、付箋積層体 Y のセット時、前記ベース板 1 の表面と前記帯状押え板 2 A との間で形成された重合領域 4 A に、前記付箋積層体 Y の少なくとも一番下側に位置する付箋紙 a の非粘着部分を差し込み、使用時、前記一番下位の付箋紙 a を前記重合領域 4 A に挟持した状態でその余の積層付箋紙 b を、少なくとも前記押え板 2 A の表面に載せるものである。

10

【0035】

次に、図 1 1 乃至図 1 4 は、本発明の第 3 実施形態の付箋用保持具 X 2 を示す各説明図である。例えば図 1 1 に於いて、1 B は第 1 実施形態と同様のベース板であるが、該ベース板 1 B の材質は、押え板 2 B が吸着（磁着）するもので出来ている。例えば金属材料としての鉄系のスチールである。もちろん、発明の課題を逸脱しない範囲で、押え板 2 B を合成樹脂材で製作し、その上面に磁性体を敷設しても良い。

20

【0036】

一方、2 B は該ベース板の表面に取り外し可能に設けられる付箋積層体 Y 用の薄い板状の押え板である。前記押え板 2 B は、前記ベース板 1 B の表面に吸着するマグネットシート又は前記ベース板 1 B の表面に該ベース板の極性に対応して吸着するマグネットシートのいずれかである。つまり、一方が「S 極」ならば、他方は「N 極」である。

【0037】

したがって、この第 3 実施形態の付箋用保持具 X 2 は、ベース板 1 B と、該ベース板の表面の任意の位置に取り外し可能に設けられる付箋積層体 Y 用の薄い板状の押え板 2 B とから成り、使用時、前記付箋積層体 Y の一番下位の付箋紙 a を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体 Y の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができる。

30

【0038】

上記構成に於いて、マグネットシートである押え板 2 B は、ベース板 1 B の横幅寸法よりも若干長く設定するのが好ましい。このように構成すると、例えば図 1 3 で示すように、押え板 2 B の一端部又は両端部がベース板 1 B の端部から食み出るので、食み出た端部 2 c を摘まんで、押え板 2 B をベース板 1 B から容易に離すことができる。

【0039】

次に、図 1 5 乃至図 1 8 は、本発明の第 4 実施形態の付箋用保持具 X 3 を示す各説明図である。例えば図 1 5 に於いて、1 C はベース板で、このベース板 1 C が第 1 実施形態のベース板 1 と主に異なる点は、該ベース板 1 C の表面に一端（図面左）から他端（図面右）にかけて略直線状に表面向きの横方向嵌合凹所 7 を形成したことである。この横方向嵌合凹所 7 の内面は、背面側の垂直面 7 a と、この垂直面に直交する上下の対向面 7 b、7 b とから成り、ベース板 1 C の略中央部に形成されている。またベース板 1 C の背面（裏面）に複数個（例えば合計 4 個）の小突起 8 を突設したことである。これらの小突起 8 は、例えば付箋用保持具 X 3 を机やテーブルの上に置いた場合に押え部材 2 C の存在により、ガタ、ガタするのを防止する支持突起の役割を果たす。

40

【0040】

さらに、前記横方向嵌合凹所 7 と内面と前記押え部材 2 C の嵌合部位 1 2 とで挟持する押え部材 2 C を「クリップ型」に構成したことである。

【0041】

しかして、押え部材 2 C は、長尺状のバー部材の略中央部を自在に折り曲げることがで

50

きるクリップ構造とし、前記略中央部に位置する可撓性接続部 1 1 と、この可撓性接続部 1 1 の一方端に接続するアーム状の嵌合部位 1 2 と、この嵌合部位 1 2 と対向するように前記可撓性接続部 1 1 の他方端に接続するアーム状の挟持部 1 3 とから成り、前記挟持部 1 3 の自由端部には突起状のオス側係合部 1 4 が設けられ、また前記嵌合部位 1 2 の自由端には内側に折り曲げられたメス側被係合部 1 5 となっている。

【0042】

なお、前記メス側被係合部 1 5 には外向き突片状の摘み部 1 6 が連設している。またアーム状の嵌合部位 1 2 の形状、厚さ等は、ベース板 1 C の横方向嵌合凹所 7 の形状、厚さ等を考慮して適宜に形成されている。さらに、アーム状の挟持部 1 3 の形状、厚さ等も、アーム状の嵌合部位 1 2 の長さ、ベース板 1 C の小突起 8 の突出量を考慮して適宜に形成されている。

10

【0043】

したがって、この第 4 実施形態の付箋用保持具 X 3 は、ベース板 1 C と、該ベース板の表面に一端から他端にかけて形成された表面向きの横方向嵌合凹所 7 と、この横方向嵌合凹所に取り外し可能に嵌合する付箋積層体 Y 用の押え部材 2 C とから成り、使用時、前記付箋積層体の一番下位の付箋紙 a を、前記横方向嵌合凹所 7 と内面と前記押え部材 2 C の嵌合部位 1 2 の嵌合面（外面）とで挟持することができると共に、該挟持状態で付箋積層体 Y の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができる。なお、この実施形態の付箋積層体 Y 用の押え部材 2 C は、「クリップ型」であるが、発明の効果を逸脱しない範囲で、単なるバー状の嵌合片（嵌合部位）に設計変更することもできる。

20

【0044】

次に、図 1 9 は、本発明の第 5 実施形態の付箋用保持具 X 4 で、この付箋用保持具 X 4 が第 1 実施形態、第 2 実施形態及び第 3 実施形態及び第 4 実施形態とそれと主に異なる点は、ベース板 1 の裏面に単数又は複数個（例えば合計 4 個）の磁石 9 を取付けたことである。

【0045】

このように構成すると、使用者は、自己の好きな場所（例えばラックの側壁、パネルの壁面など）に自在に装着することができると共に、付箋用保持具 X 4 は磁石 9 を介して所望するパネル壁や平面に固定されていることから、付箋積層体 Y の一番外側の付箋紙を片手で極めて容易に剥離することができる。

30

【0046】

次に、図 2 0 乃至図 2 3 は、本発明の第 6 実施形態の付箋用保持具 X 5 を示す各説明図である。特に図 2 2 は、付箋用保持具 X 5 を、そのクリップ片 1 0 を介して、ノートブック、教科書、参考書、カタログ等の支持体 Z の上端部に適宜に係止させ、かつ支持体 Z の平坦状一側表面（表示又は裏表紙）に該付箋用保持具 X 5 を安定的に装着し、さらに、使用時に薄い押え板 2 D の自由端部 2 b を指で手前側に起こし、一番下の付箋 a を差し込む場合の概略説明図である。

【0047】

ここで、主に図 2 1（図 2 0 の 2 1 - 2 1 線断面図）或いは図 2 2 を基準にして構成を簡単に説明する。この付箋用保持具 X 5 が第 1 実施形態の付箋用保持具 X と主に異なる点は、（a）クリップ片 1 0 をベース板 1 D の上端部に一体的に設けたこと、（b）このクリップ片 1 0 はベース板 1 D の上端部に突出形成したストッパー 3 D に接続し、かつ、単数又は複数の折り曲げ片部 P 1、P 2、P 3 を介して鉤状に折り返され、その先端部 1 0 a 側が前記ベース板 1 D の裏面に接触或いは接近するように延びていること、（c）好ましくは、このクリップ片 1 0 は、ほぼ平面体の形状を確保しながら（硬質的機能）、前記支持体 Z の上端を包囲する接続側の折り曲げ片部 P 1 或いは P 2 或いは又 P 3 のいずれかを基点にしてベース板 1 D の背面から仮想線で示す外方向に反り（弾性変形機能）、そして、指をクリップ片 1 0 の先端部 1 0 a 側から離すと、瞬間的に図 2 1 又は図 2 2 で示す実線の位置で示すように元の状態に戻る（弾性復帰機能）材質を適宜に選択していることである。この材質も第 1 実施形態と同様のものを用いる。

40

50

【0048】

したがって、この第6実施形態の付箋用保持具X5は、ベース板1Dと、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体Y用の薄い板状の押え板2Dと、前記ベース板の上端部に接続し、かつ、単数又は複数の折り曲げ片部（実施形態）を介して折り返され、その先端部側が前記ベース板の裏面に接触或いは接近するように延びる鉤状のクリップ片10（実施形態）から成る付箋用保持具であって、例えば使用時に、前記付箋積層体Yの一番下位の付箋紙aを前記押え板2Dの裏面と前記ベース板1Dの表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体Yの一番上側に位置する付箋紙bを剥がすことができ、さらに任意に、前記付箋用保持具X5を、例えば扁平状支持体Zの一侧表面（表示又は裏表紙）に係止させることができる。

10

【0049】

ところで、実施形態では、ストッパー3Dに接続する折り曲げ片部は、P1、P2、P3等の折り曲げポイントを有している。この点について、図21を参照にして付言する。符号3Dはベース板1Dの上端部1aの端部を押え板2Dが存在する方向に略90度折り曲げて形成されたストッパーである。P1は前記ストッパー3Dの端部から上方に略90度折り曲げて形成された非常に短い第1折り曲げ片部の最初の折り曲げポイントである。P2は前記第1折り曲げ片部をベース板1Dの裏方向に向かって略度折り曲げて形成された第2折り曲げ片部の二番目の折り曲げポイントで、該第2折り曲げ片部の長さは前記ストッパー3Dの略2倍である。

【0050】

したがって、第2折り曲げ片部は押え板2Dの背面（裏面）から突出している。さらに、P3は前記第2折り曲げ片部の端部をベース板1Dの背面に沿う方向へ折り曲げて形成された第3折り曲げ片部の三番目の折り曲げポイントである。

20

【0051】

実施形態のクリップ片10は、前記P1、P2、P3を含み、全体して鉤状に形成されている。そして、前記第3折り曲げ片部は、P3の折り曲げポイントから下方に延びるにしたがってベース板1Dの背面に接近し、先端部寄りの部位も含む先端部10aは、ベース板1Dの背面に接触し、さらに、クリップ片10の先端は、指を掛けることができるように前記背面から若干離れている。

【0052】

なお、実施形態如何によっては、クリップ片10の折り曲げ片部を円弧状に形成することにより、P2やP3の折り曲げポイントを無くしても良い。つまり、クリップ片の形状、大きさ等は、クリップ機能を害しない範囲で任意に設計変更し得る事項である。

30

【0053】

次に図24及び図25は、本発明の第7実施形態の付箋用保持具X6を示す各説明図である。なお、この第7実施形態は、第6実施形態に他の構成（左右の係止部21と共に、環状の弾性押え部材22）を加味したものであるから、この第7実施形態の説明に当たっては前記第6実施形態の符号をそのまま援用して重複する説明を割愛する。

【0054】

この第7実施形態の発明の課題は、付箋積層体Yが付箋用保持具X6から外れないように一対の係止部21に環状の弾性押え部材Yを掛けて付箋積層体Yをベース板1Dの表面に押え付けることができるようにすることである（付箋紙の拘束性）。この付箋紙の拘束性が第1実施形態の発明の課題に対して従属的に加味されている。

40

【0055】

さて、図24は斜視図、図25は使用時、ベース板1Dの左右端部の略中央部にそれぞれ形成した複数の係止部21に環状の弾性押え部材22、例えば輪ゴムを掛け、付箋積層体Yをベース板1Dの表面に押え付けた状態の説明図である。

【0056】

図25は、好ましくは、係止部21が左右の端面からそれぞれ突出しないように（邪魔にならないように）、例えば各端部にそれぞれ合計2の切欠をベース板1Dの中心部の方

50

向に向かって略平行に所要量切込み、小突起を形成している。

【0057】

したがって、左右端部にそれぞれ形成された左右一対の小突起は、図25で示すように環状の弾性押え部材22を引っ掛けるための係止部21に相当することから、この第7実施形態の付箋用保持具X6の主要部は、「左右の両端部にそれぞれ係止部(21)を有するベース板(1D)と、該ベース板の下端部にその基端部が一体的に接続する付箋積層体(Y)用の薄い板状の押え板(2D)とから成る付箋用保持具であって、前記付箋積層体(Y)の一番下位の付箋紙(a)を前記押え板の裏面と前記ベース板の表面でサンドイッチ状態に挟持すると共に、該挟持状態で付箋積層体(Y)の一番上側に位置する付箋紙を剥がすことができ、さらに任意に、前記係止部(21)に環状の弾性押え部材(22)を掛けることにより前記付箋積層体(Y)を前記ベース板(1D)に押え付けることができること」である。

10

【0058】

この第7実施形態の付箋用保持具X6は、前記第6実施形態の付箋用保持具X5の利点を有すると共に、さらに、付箋積層体(Y)を前記ベース板(1D)の表面に安定的に押え付けることができるという効果がある。なお、第6実施形態のクリップ片10の構成並びに第7実施形態の係止部21の構成は、前述した第1実施形態、第2実施形態等に加味しても良い。

【0059】

最後に図26乃至図29は本発明の第8実施形態を示す各説明図である。この第8実施形態の付箋用保持具X7は、図26で示すように、第7実施形態の係止部21の考え方を一部利用している。したがって、ここでは第7実施形態との相違点を述べることにする。この第8実施形態の付箋用保持具X7が前記第7実施形態の付箋用保持具X6と主に異なる点は、(a)ベース板1Eの上端部にクリップ片が形成されておらず、ストッパー3Dのみが形成されていること、(b)ベース板1Eの左右両端部に対称的に形成された左右一対の係止部21は、端面からの切欠によって形成されたものではなく、いわゆるプレスによって型抜きされた舌片状或いは小突片状のものであること、(c)支持体Zに対する付箋用保持具X7自体の保持性を確保するために環状の弾性押え部材22を利用していることである。

20

【0060】

例えば図27は左右一対の係止部21、21に環状の弾性押え部材22を引っ掛けた一例を示す説明図である。この図27で示す引っ掛けをすると、例えば図28で示すように、付箋用保持具X7がノート、参考書等の扁平状支持体Zから離れないように一対の係止部21に環状の弾性押え部材22を適宜に掛けて付箋用保持具X7を扁平状支持体Zに装着させることができる。

30

【0061】

実施形態では、例えば扁平状支持体Zの表面又は裏表紙のいずれか一方の外面に付箋用保持具X7を面接触状態で添設し、次いで環状の弾性押え部材22の引っ掛け部分が手前から見える状態で付箋用保持具Yを扁平状支持体Zの一側表面に縛り付けるような状態で安定的に装着させている。

40

【0062】

なお、図29は付箋用保持具X7が扁平状支持体Zから離れないように左右一対の係止部21、21に環状の弾性押え部材22を適宜に掛け、かつ該付箋用保持具X7を前記扁平状支持体Zの表紙或いは裏表紙の内側に挟み込んだ状態で装着させる。このように使用すると、携帯的、扁平状支持体Zと付箋用保持具X7と幅寸法の異なる複数の付箋積層体Yがバラバラにならないので、付箋紙を使用したい場合には、扁平状支持体Zの表紙或いは裏表紙を開き、環状の弾性押え部材22を左右一対の係止部21から取り外して付箋用保持具X7を直ちに使用することができる。

【0063】

ところで、現在、付箋積層体は各種形状のものが市販されている。例えば第1実施形態

50

の付箋用保持具 X では、複数の横幅の縦 7.5 センチメートルの付箋積層体を並列状態でセットすることができる大きさに形成しているが、もちろん、大きさは任意に変更し得る事項である。

【産業上の利用可能性】

【0064】

本発明は、文房具の分野で利用することができる。

【符号の説明】

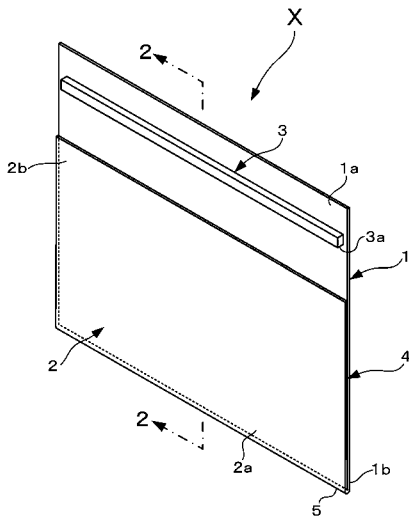
【0065】

- X、X 1、X 2、X 3、X 4、X 5、X 6、X 7 ... 付箋用保持具、
- Y ... 付箋積層体、
- Z ... 支持体、
- 1、1 A、1 B、1 C、1 D、1 E ... ベース板、
- 2、2 A、2 B、2 C、2 D ... 押え板、
- 3、3 D ... ストッパー、
- P 1、P 2、P 3 ... 各折り曲げ片部の折曲げポイント、
- 3 a ... ストッパーの内面、
- 4、4 A ... 重合領域、
- 5 ... 接続部分、
- 7 ... 横方向嵌合凹所、
- 1 2 ... 嵌合部位
- 1 0 ... クリップ片、
- 1 0 a ... 先端部（先端部寄りの部位も含む）、
- 2 1 ... 係止部、
- 2 2 ... 環状の弾性押え部材。

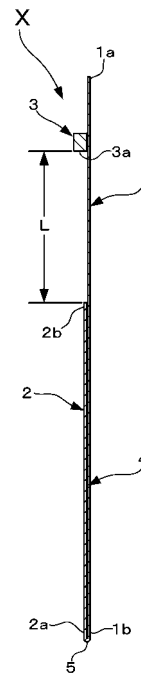
10

20

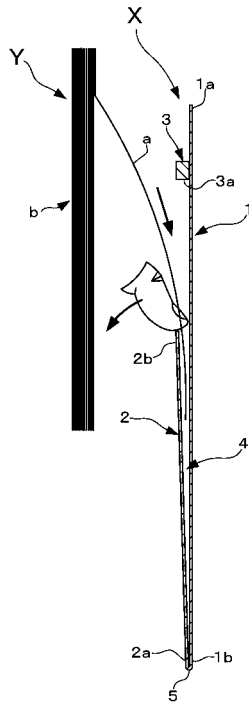
【図 1】



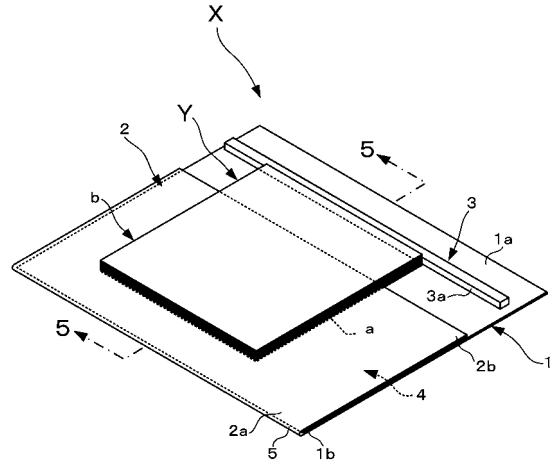
【図 2】



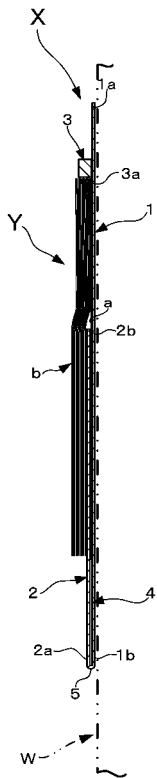
【 図 3 】



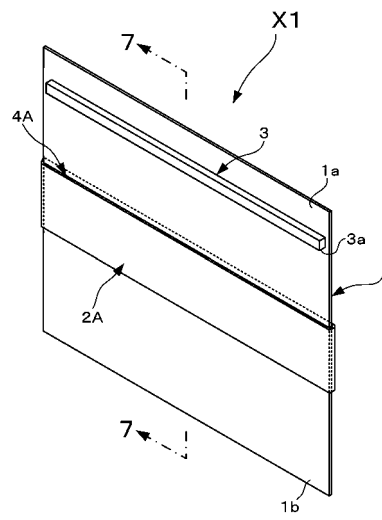
【 図 4 】



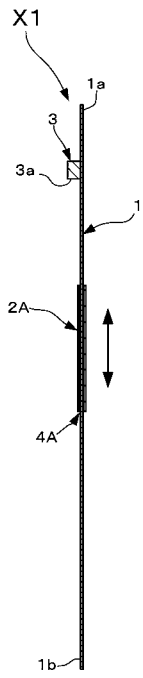
【 図 5 】



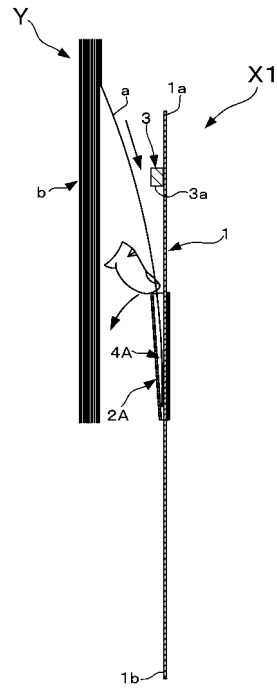
【 図 6 】



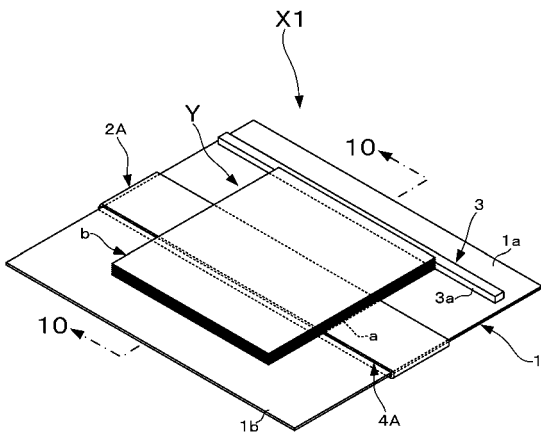
【 図 7 】



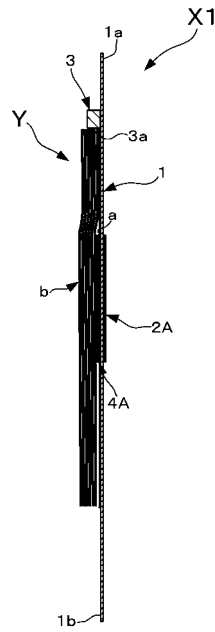
【 図 8 】



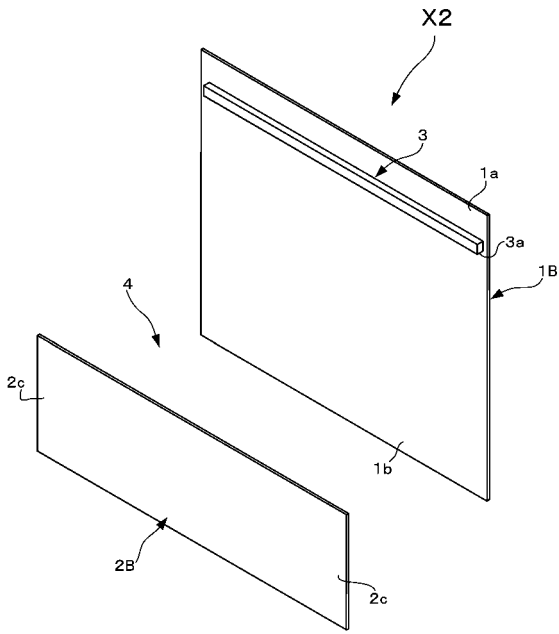
【 図 9 】



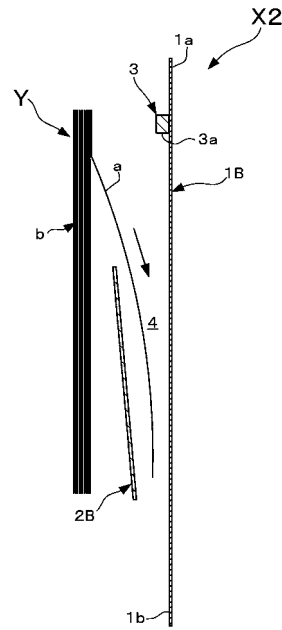
【 図 10 】



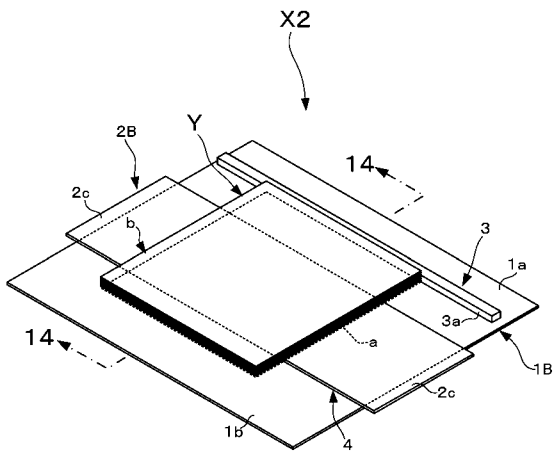
【図 1 1】



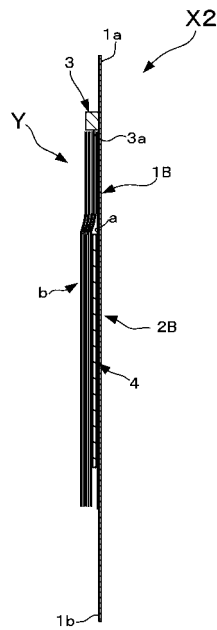
【図 1 2】



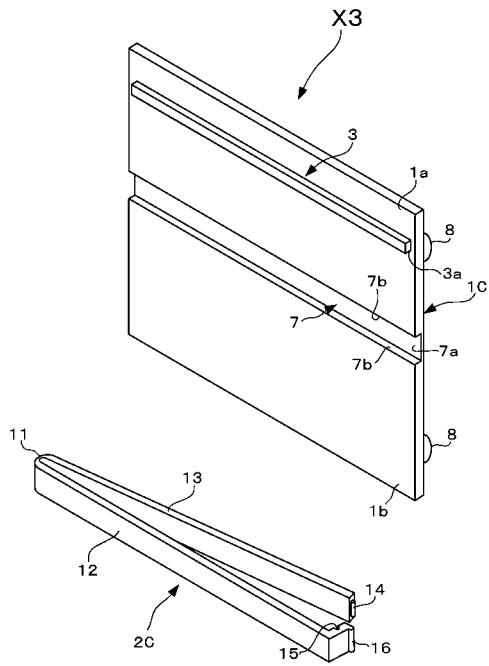
【図 1 3】



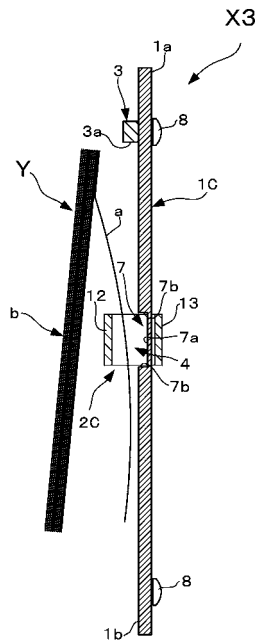
【図 1 4】



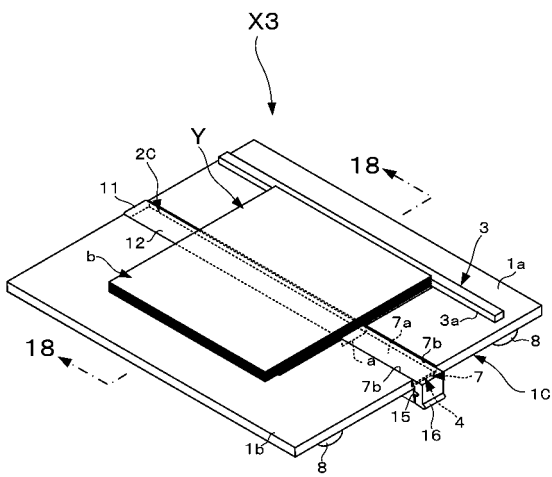
【 図 1 5 】



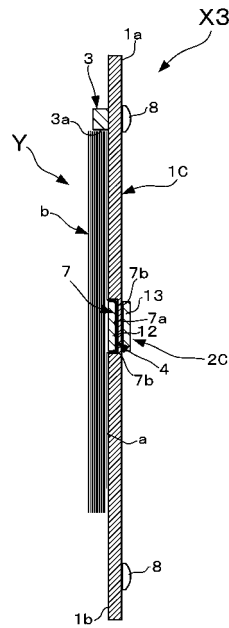
【 図 1 6 】



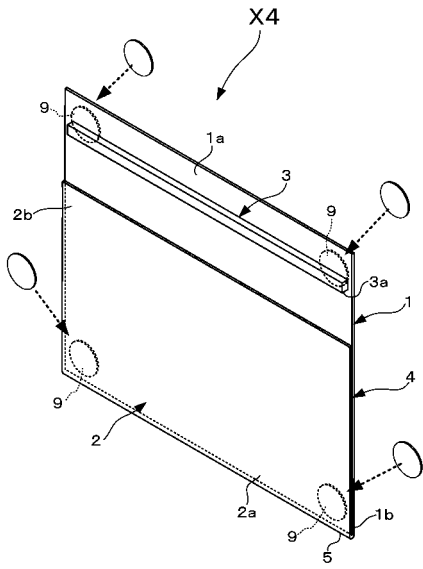
【 図 1 7 】



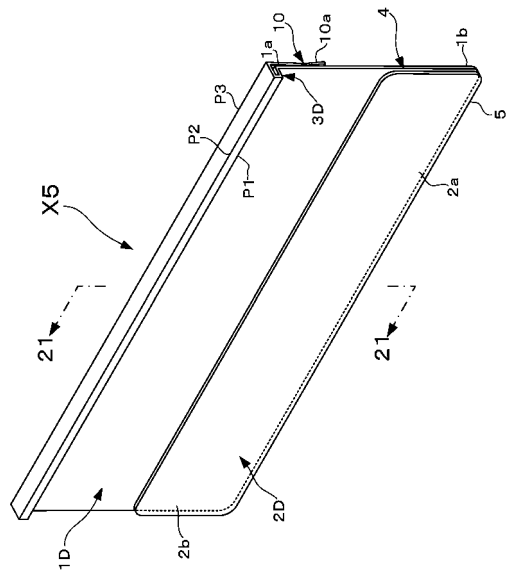
【 図 1 8 】



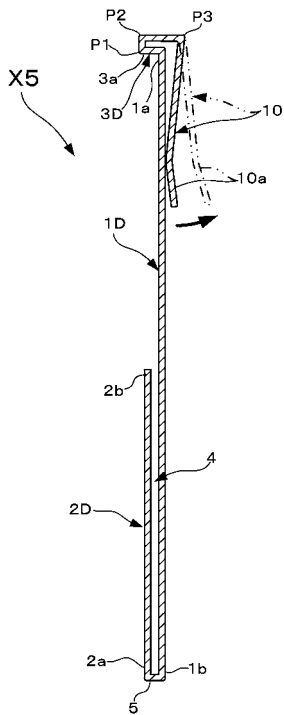
【 図 1 9 】



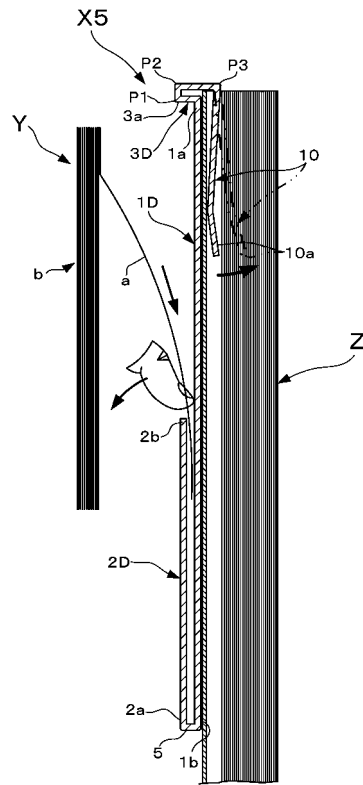
【 図 2 0 】



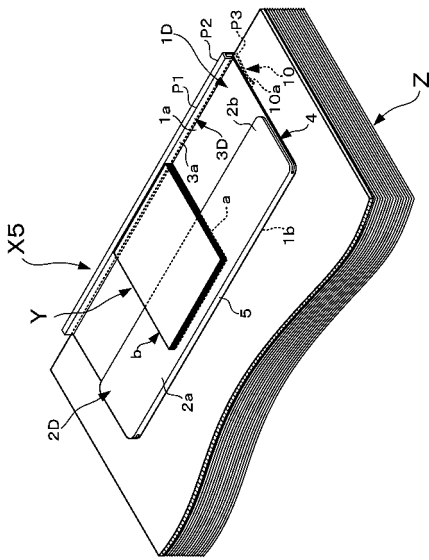
【 図 2 1 】



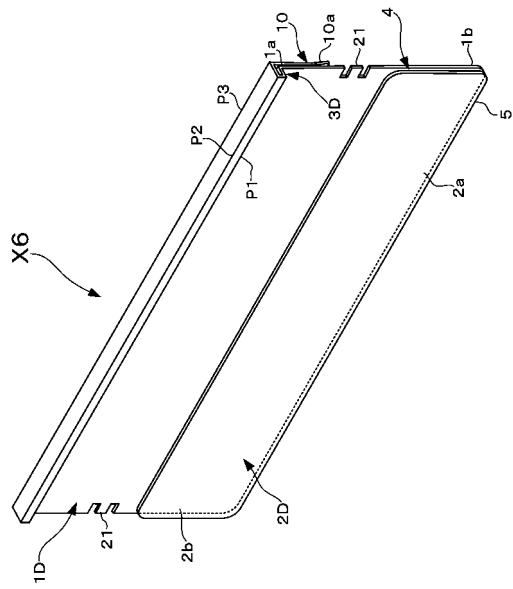
【 図 2 2 】



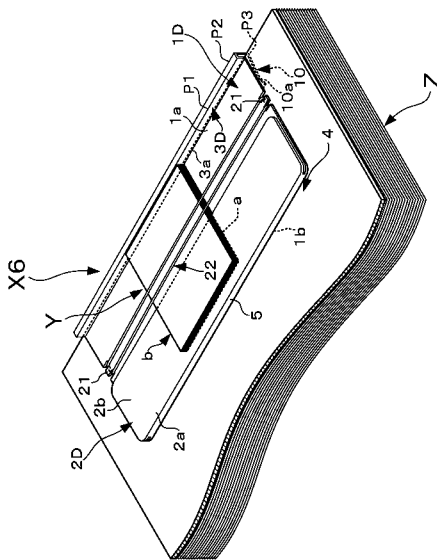
【 図 2 3 】



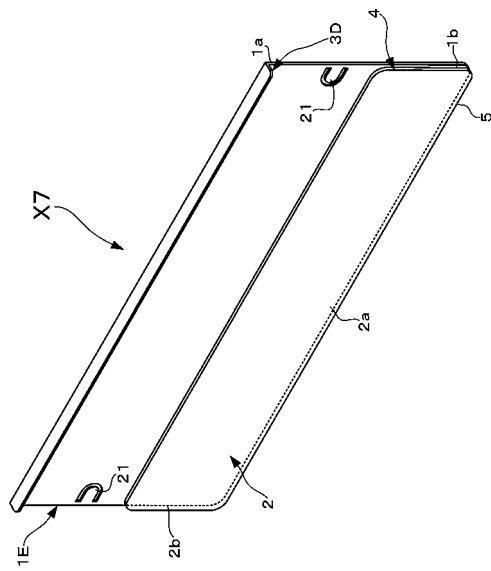
【 図 2 4 】



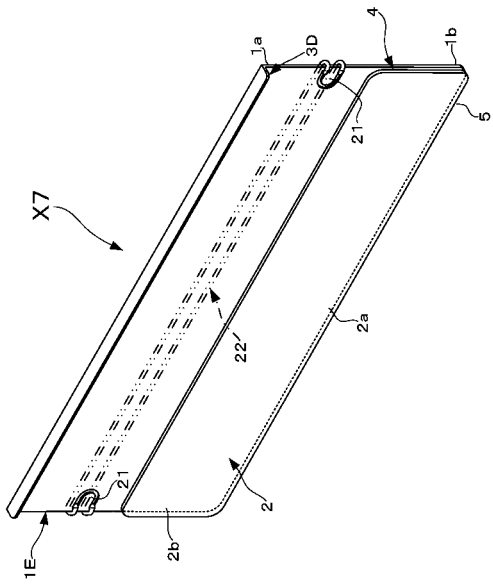
【 図 2 5 】



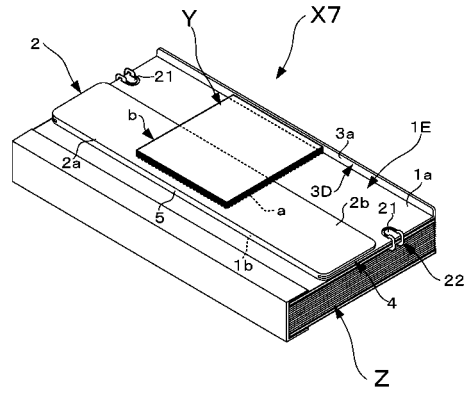
【 図 2 6 】



【 図 2 7 】



【 図 2 8 】



【 図 2 9 】

